

さくら市農業委員会総会議事録（令和元年8月定例総会）

1. 開催日時 令和元年8月23日（金）午後1時30分から午後2時55分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（18人）

会長	9番	中山 隆
会長職務代理者	15番	齋藤 敏一
委員	1番	千野根 友治
	2番	齋藤 克之
	3番	関 誠
	5番	七久保 勉
	6番	石原 功江
	7番	小林 義和
	8番	吉成 重男
	10番	小菅 和彦
	11番	見目 桂一
	12番	大塚 明美
	13番	小池 利一
	14番	石田 多美子
	17番	小室 規雄
	18番	小林 功
	19番	舟本 幸美
	20番	小川 雅之

4. 欠席委員（1人） 16番 古澤 一郎

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について

議案第5号 耕作放棄地の非農地通知書交付について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野中 剛
副主幹兼係長	和氣 貴子
副主幹	檜原 史郎
主事	石原 宏哉

7. 会議

事務局	野中	<p>定刻になりました。本日の出席委員は18名で、欠席委員は16番古澤一郎委員1名であり、定足数に達しており総会は成立いたします。</p> <p>では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>皆さんこんにちは。本日はさくら市農業委員会総会に大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。また、先日の台風10号につきましては超大型ということでありましたので大変心配していたところでありましたがコースがそれたようでさくら市には被害はなかったと思われます。超大型ということでどれだけ大きな台風が来るのかと思っていたところですが、被害もなく済んだということでありがたいところでございます。また、今月もかなり暑い日が続きましたがこれからは涼しくなってくると思います。そうなりますと稲の収穫という時期に入ってまいりますので皆さんも多忙な日が続くかと思われますが体には十分気を付けて作業にあたってもらえればと思います。</p> <p>それでは、ただいまからさくら市農業委員会8月定例総会を開会いたします。</p>
事務局	野中	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは、会議に先立ちまして本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会よりご報告をお願いいたします。</p> <p>第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>

2番	齋藤	午前10時より1名欠席のなか書類及び現地を調査してまいりました。2号議案1件、3号議案2件の計3件です。後ほど担当より説明がありますので、ご審議よろしくお願いいたします。
議長	中山	次に第2調査会委員長の報告を求めます。
18番	小林	本日午前9時30分より全員出席のもと書類及び現地調査を行いました。案件といたしまして議案第2号が1件、議案第3号が3件、合計4件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。
議長	中山	次に第3調査会委員長の報告を求めます。
13番	小池	当委員会は本日10時に全員出席のもと開会し、内容等審査のうえ現地調査を行いました。なお、当委員会に付託されました案件は、議案第2号が1件、第3号が3件、第5号が4件の計8件でございます。なお、詳細につきましては担当の委員から説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。
議長	中山	次に第4調査会委員長の報告を求めます。
14番	石田	本日午前10時より全員出席のもと書類審査を行いました。議案は第1号が2件です。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。
議長	中山	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。</p> <p>20番の小川雅之委員、1番の千野根友治委員を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可</p>

		相当と判断いたします。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
14番	石田	案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 詳細については、ただいま事務局の説明があったとおりで、親子関係でございます。何の問題もないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第1号番号1番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第1号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして議案第1号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第1号番号2番について朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
8番	吉成	案内図1-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請地は10年ほど前から作付けがされていなく、荒らし放題の状態です。今回、〇〇さんが求めたいという申請地は上と下の隣接した土地を〇〇さんが持っているということで、売買どうでしょうかということになりました。〇〇さんはニラと水稻の専業農家で、この売買については何ら問題ないと思われま。審議の

		<p>ほどお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第1号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号2番は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第2号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(工業地域)でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
10番	小菅	<p>案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件は、申請者が貸駐車場として農地を転用する案件でございます。2010年頃から現在に至るまで〇〇に駐車場として貸し出しており、現在でも常時20台ほど駐車していますが年末年始などの繁忙期には従業員が増え、駐車場が手狭で駐車できない場合があるため、現在砂利を敷いていない部分にも砂利を敷いて貸駐車場スペースとして利用したいということでございます。現状で既に駐車場として使用しているということで無断転用という状態ではありますが、始末書が添付されており、周りの状況から考えると周辺に農地がなく、国道4号線沿いということでやむを得ないと判断しているところでございます。雨水の処理は宅地内浸透処理。その他、建物等は建っていないので周辺への影響はないと思われま</p>

		<p>資金計画は、造成費 3 1 万 5 千円で全額自己資金。残高証明が添付されております。</p> <p>先日、地元の推進委員と現地を確認してきました。また、本日の調査会で現地を確認してきましたが特に問題はないのではないかとということになりました。皆様のご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号番号 1 番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第 2 号番号 1 番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第 2 号番号 2 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第 2 号番号 2 番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地からおおむね 5 0 0 m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設または公益的施設が存する区域ですので、第 3 種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
1 1 番	見目	<p>案内図 2 - 2 をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請人の住所は〇〇市となっておりますが、現在は母親の介護のため実家に暮らしています。本人も高齢に近づき農地を耕作及び継続していくのが困難と想定されるため土地の有効利用を考えて長屋住宅を計画いたしました。</p> <p>土地の選定理由としましては、申請地に接する道路は上下水道が整備されており、幹線道路もあり利便性がよい土地となりま</p>

		<p>す。現在の住居の目の前ということもあり、管理がしやすいという状況もあることから当申請地を選定いたしました。</p> <p>土地の利用計画ですが、建物は長屋住宅であり8世帯分の建物となります。駐車場は1世帯2台分と考えています。敷地周辺にはブロック塀を設置します。水道は公共水道、汚水は公共下水道、雨水は敷地内浸透とします。水路は占用許可をとり乗入工事を行います。</p> <p>資金計画ですが、自己所有地のため土地取得費はありませんが本体工事、外構工事合わせて8500万円です。全額融資になります。融資証明書も添付してあります。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、東側は道路、南側は水路及び農道、西側及び北側は農地となります。周辺にはコンクリートブロックを設置し周辺の農地に影響のないように転用いたします。19日に地元の推進委員と現地を確認し問題はないとのことでした。今日の調査会でも問題はないとのことです。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第2号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号2番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第2号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第2号番号3番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がり10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>

議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
5番	七久保	<p>案内図2-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本申請は、現在パイプハウスに収納しているトラクターや露天においてあるドライブハロー等を収納するために自己所有農地に新たに納屋を建築するものです。</p> <p>土地の選定理由ですが、申請人は〇〇市□□に住んでおりますが実家である〇〇市△△の宅地及び農地の管理耕作を行っております。申請地は既存宅地の西側に隣接しており既に農地への出入りのため乗入口も設置されており一体的に利用でき大変便利であります。</p> <p>土地利用計画ですが、農業用施設納屋、建築面積43.47㎡1棟を建築いたします。また、県道拡幅により移動を余儀なくされたお稲荷さんを設置いたします。</p> <p>資金計画ですが、納屋建築資金265万円、申請地整備資金60万円、合計325万円を見込んでおります。金融機関の残高証明書も添付されております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、北側は道路、西側は水路、他は申請人所有地につき被害の発生はないと思われます。場内は砂利敷きとしますので雨水は場内浸透です。また、水の利用はございません。8月17日の農地利用最適化推進委員との調査会及び本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無ら問題なしと判断いたします。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号3番は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めま</p>

事務局	檜原	<p>す。</p> <p>(議案第3号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
18番	小林	<p>この案件は、売買による所有権の移転のための案件でございます。転用目的は建売分譲住宅敷地でございます。</p> <p>転用行為の必要性といたしましては、当社は不動産の売買及び建築業を主体とする総合不動産業者です。さくら市においても多くの建築住宅販売の実績があります。今回土地所有者より宅地造成事業2区画の協力が得られたので計画の実行に至りました。</p> <p>土地の選定理由といたしましては、申請地は区画整理地内の土地であるため住宅地として最適です。現在まで1期から18期の造成を行い、お客様より高い評価をいただきました。本申請は2期といたしまして建売住宅需要が確実に見込める立地であると確信し選定をいたしました。</p> <p>土地利用計画といたしましては、区画整理地内であるため周辺道路は整備済みでございます。2区画の建売住宅を計画いたしました。駐車場は各2台を計画しております。造成計画につきましては各区画に化粧ブロックの設置を行い、隣接地への雨水の流出を防止いたします。造成高はナンバー1の個所は現状をそのまま利用します。ナンバー2は約10cmの切土を行い、し尿及び生活雑排水は公共下水道に放流いたします。給水計画はさくら市水道管より受水します。雨水排水につきましては防災調整池が整備済みでございますので道路の側溝に直接放流いたします。</p> <p>資金計画といたしましては、用地費、造成費、建築費、諸経費合わせまして3170万円でございます。全額自己資金を見込んでおります。金融機関よりの残高証明が添付されております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策といたしましては、隣接する農地は事業地南側になります。東側と西側は宅地となっております。外周部には化粧ブロックを設置し、周辺農地への雨水の流出を防ぎます。また、本事業は一般住宅建築ですので南側の隣接農地への日照通風等の影響はないと考えております。以上のような状況で</p>

		ございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号番号1番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第3号番号1番は、原案どおり承認されました。 続きまして議案第3号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第3号番号2番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(第1種住居地域)でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
13番	小池	案内図3-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請人は〇〇市に住んでおり道の駅きつれがわにおいて車による移動販売で△△という店舗を展開しており、支店の出店を計画したところ所有者の協力を得られ申請するものであります。 申請地は、496㎡であり建物は12.80㎡、駐車場4台程度置けるスペースを確保しており、お客様の安全を考えると適当な広さと考えています。上下水道はさくら市上下水道に接続、進入路は市道より。雨水については敷地内自然浸透で対処いたします。 資金計画につきましては、土地取得費91万円、建築費153万円、その他5万円の総事業費249万円であります。全額自己資金にてまかさないです。 周辺農地への影響でございますが、8月18日の農地利用最適化推進委員との現地調査及び本日の調査会におきまして申請の

		<p>内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題ないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号2番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号3番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(第1種住居地域)でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
13番	小池	<p>案内図3-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件は、倉庫敷地として売買により転用するものです。</p> <p>申請人はNPO法人〇〇を2003年1月14日に設立し運営しております。代表理事を務めさくら市及びその周辺市町において食料、土壌育成、食育、フェアトレードを主として推進することを目的に活動し、140人~150人の研修生がおり、非常災害対策の講習会及び実習会を実施しております。現在、申請地の西に接続する自宅のわずかな敷地内に講習会、実習会に備えた備品、いわゆる衣料、食料、テント、発電機、脚立、はしご、大型扇風機等を保管しており、トラクター4台も購入したため自宅に接続する申請地を備品の置場としたいと考え、申請に至りました。</p>

		<p>土地利用計画については、申請地は184㎡であり、建物として13.24㎡、ほかトラクター4台程度を置けるスペースを考えております。備品置場のため取水排水はありません。雨水については敷地内自然浸透にて対処いたします。</p> <p>資金計画につきましては、土地取得費34万円、建築費35万円、その他5万円の総事業費74万円ではありますが、全額自己資金にてまかないます。</p> <p>周辺農地への影響でございますが、8月18日の農地利用最適化推進委員との現地調査及び本日の調査会におきましても申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のような状況でございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号3番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号4番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(第1種住居地域)でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
10番	小菅	<p>案内図3-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件は、譲受人の〇〇氏が譲渡人△△から土地を使用貸借で借り受け一般住宅を建設する案件でございます。</p>

申請人は、現在〇〇市内のアパートで妻と子供の3人で暮らしておりますが、将来を考え戸建ての住宅を計画していたところ、妻の父から実家の敷地の一部を貸してもらえることになりました。この土地は義父が相続により取得した土地であります。義父は農業を営んでおりません。今回の住宅建設にあたりまして改めて調査測量を行ったところ農地であるということが判明しました。そのため今般の申請となりました。

土地の選定理由ですが、申請地はさくら市中心部に位置し、住宅が密集する地域であり、近隣にはさくら清修高校や氏家小学校等があり、また、土地所有者である義父からも協力が得られたためこの土地を選定しました。

土地利用計画ですが、一般住宅1棟木造平屋建て、給水及び下水につきましては公共の上下水道を利用します。西側には既存のコンクリート土留めがございます、それをそのまま利用し、北側は水路、南側は道路、東側は宅地であり近隣に農地等はありませんので周辺農地への影響はないものと考えられます。

資金計画ですが、建築費1500万円、造成費300万円、諸経費200万円、計2000万円、全額借入金で融資証明書が添付されております。また、相続によって取得した土地であったためということもありますが農地を宅地として使用していたことに対する始末書も添付されております。8月20日に地元推進委員と現地調査を行い、また、本日の調査会におきまして現地を確認してきましたところ特に問題はないという結論に達しました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 中山

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 中山

異議なしの声以外ないので、採決に入ります。
議案第3号番号4番について承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 中山

全員挙手ですので、議案第3号番号4番は、原案どおり承認されました。

続きまして議案第3号番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局	檜原	<p>(議案第3号番号5番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約6.2haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
13番	小池	<p>案内図3-5をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件は、〇〇に隣接する田1050㎡を売買により太陽光発電設備として転用する案件でございます。申請者の△△は□□市に居住する会社員であります。</p> <p>転用行為の必要性と土地の選定理由ですが、2011年の3.11地震から原発に対する考え方が変わり個人でもメガソーラー事業ができないかと考えた中で小規模でも脱原発に協力したい思いから計画をいたしました。申請地は都市計画法の用途地域の指定を受けている土地であり、日照及び周辺環境も良く計画に必要な面積も確保することができるため今回の申請に至っております。</p> <p>申請地にソーラーパネル255枚を設置し、最大出力80.325キロワットの発電量を確保しようとするものであります。雨水については敷地内自然浸透とし、その他排水はありません。</p> <p>資金計画につきましては、1846万7563円は全額銀行借り入れにて行います。</p> <p>周辺農地への影響でございますが、8月18日の農地利用最適化推進委員との現地調査及び本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p>

		<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号5番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号6番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
19番	舟本	<p>案内図3-6をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請地は東側が宅地、西側が農道、南側が水路、北側が田と市道に囲まれた土地であります。本申請は〇〇が売買により一般住宅として転用する案件でございます。</p> <p>転用行為の必要性和土地の選定理由、現在は妹と親と同居していますが、自分自身は独立を考え事業を計画しました。申請地は実家に近く現在の生活環境と変わることがないため選定いたしました。</p> <p>土地利用計画、住宅2階建て1棟を建築いたします。取水は公共上水道に接続し、生活雑排水は合併浄化槽敷地内処理とし、雨水は敷地内自然浸透とします。</p> <p>資金計画、総事業費3214万円、全額銀行融資にてまかなうこととし、融資見込証明書が添付されております。</p> <p>周辺農地への影響、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。また、8月21日に最適化推進委員とともに現地を確認しております。ともに問題はないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>

		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号6番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号6番は、原案どおり承認されました。 続きまして議案第3号番号7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号7番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設または公益的施設が存する」区域ですので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
11番	見目	<p>案内図3-7をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請者は、現在〇〇市で農業を営んでおりますが、農業のほかにはアパート経営にも興味があり、建築できる土地を探していたところ、土地の所有者が農地を手放したいという相談を受け、商談が成立し当該申請地に長屋住宅を建設したいと考えております。</p> <p>土地の選定理由ですが、申請地は住宅地内に位置し、上下水道も整備されており、近くには小学校、中学校が存在し利便性がよく集客が見込めることも想定でき、土地の所有者からの承諾も得たことから申請をすることになりました。</p> <p>土地利用計画ですが、長屋住宅であり4世帯分の建物で駐車場は7台分とし駐輪場も確保します。周辺にはブロック塀を設置します。水道は公共水道より、汚水は公共下水道、雨水は敷地内浸透といたします。</p> <p>資金計画ですが、土地取得費、本体・造成工事、外構工事、全部合わせて4520万円になりますが、全額融資によるもので</p>

		<p>す。融資証明書が添付されています。</p> <p>周辺に農地は一切ありません。20日に地元の推進委員と現地を確認し問題はないとのことです。本日の調査会でも問題ないということでした。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号7番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号7番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号8番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「既存施設の拡張」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
7番	小林	<p>案内図3-8をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件は、有限会社〇〇が△△氏から賃貸借により従業員駐車場を造る案件です。</p> <p>転用行為の必要性としましては、事業拡大に伴い敷地が手狭になり従業員駐車場を移設し、効率良く安全性の高い事業用地にするため今回の申請となりました。</p> <p>土地の選定経過としましては、申請地の北側及び西側は会社の機材置場、倉庫、駐車場などになっており事業用地として一体利用が可能であるということと、転用により周辺農地に被害を及ぼ</p>

		<p>すことがないということです。</p> <p>土地利用計画としましては、駐車場を含む事業所内用地を作業員用駐車場10台に増設するという案件です。敷地内は砂利敷きにし、雨水は敷地内自然浸透とします。排水はございません。申請地の周囲は東側が住宅、南側が畑、西側と北側が会社です。</p> <p>資金計画としましては、全額自己資金で造成費、事務費70万円を賄います。</p> <p>8月20日に推進委員と現地調査、本日調査会にて現地を調査しましたが特に問題はございませんでした。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号8番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号8番は、原案どおり承認されました。</p> <p>ここで、2時40分まで暫時休憩といたします。</p> <p>(午後2時30分～午後2時40分までの間休憩)</p>
議長	中山	<p>それでは会議を再開いたします。</p> <p>議案第4号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。令和元年度 第5号 公告予定年月日は令和元年8月30日です。計画の内容といたしましては、利用権設定が新規2件、農地中間管理権取得が2件、その他、所有権移転が1件となっております。なお、詳細につきましては、別</p>

		<p>添の農用地利用集積計画書のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第5号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第5号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者小池利一委員、現地確認日は平成30年9月3日となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
13番	小池	<p>ただいまの事務局の説明のとおり、写真を見てもらえれば分かりますが崖の部分です。農地に戻すのは困難であります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号1番は原案どおり承認され</p>

		ました。 続きまして、議案第5号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第5号番号2番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振につきましては〇〇番地及び△△番地につきましては農振白地、□□番地、●●番地及び▲▲番地につきましては農振地域外となっております。土地改良未実施、現地確認担当者小池利一委員、現地確認日は平成30年9月3日となっております。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
13番	小池	ただいまの事務局の説明のとおりでございますが、写真のとおり山のような状態で荒れています。ご審議よろしくお願いたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第5号番号2番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第5号番号2番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第5号番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第5号番号3番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者小池利一委員、現地確認日は平成30年9月3日となっております。 以上です。

議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
13番	小池	事務局の説明のとおりです。写真を見てもらえれば分かるように草と木が生えているという状況で、農地に戻すのは困難ですので、ご審議よろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第5号番号3番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第5号番号3番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第5号番号4番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第5号番号4番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者小池利一委員、現地確認日は平成30年9月3日となっております。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
13番	小池	事務局の説明のとおりでございますが、先ほどからの場所の続きです。ご審議よろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第5号番号4番について承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 中山

全員挙手ですので、議案第5号番号4番は原案どおり承認されました。

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号3番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号2番はお目通しを願います。

本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちましてさくら市農業委員会8月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(午後2時55分閉会)